

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
松前町	恵久美	令和4年2月28日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	42.4ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	24.9ha
③地区内における71才以上の農業者の耕作面積の合計	11.6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.9ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.8ha
(備考)	

注1:③の「71才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

アンケート結果により、当地区は10年後にはリタイヤする農業者が5割を超えると思われる。これらの中で後継者のいない農地を、中心経営体を中心として意欲のある農業者を引き受け手として確保すること。また、水路・農道の劣化が目立ち、農機具の大型化が見込まれるため区画拡大も必要である。このため基盤整備を進めることが課題である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区内では貸し手の農地が点在化しており、受け手である中心経営体内で情報を共有し、農地の交換を通じて集積化を図る。

入り作希望者の受け入れも推進するが、新たな貸し手が発生した場合は農地バンクを利用し、地区内の中心経営体の受け手を優先して、農地の効果的な活用を図る。

新規就農者や若手就農者を育成し、水稻のみならず野菜や施設農業への取り組みを進めていき、経営の強化を図っていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻・野菜	1.0 ha	水稻・野菜	1.09 ha	恵久美集落内
	B	水稻・野菜	0.8 ha	水稻・野菜	0.9 ha	恵久美集落内
	C	水稻・野菜	0.7 ha	水稻	0.8 ha	恵久美集落内
	D	野菜	0.1 ha	水稻・野菜	0.38 ha	恵久美集落内
	E	水稻・野菜	2.4 ha	水稻・野菜	2.52 ha	恵久美集落内
	F	水稻	0.7 ha	水稻	0.82 ha	恵久美集落内
計	6 人		5.7 ha		6.51 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

貸し手の情報を早く入手し、中心経営体に情報を共有してもらう。

水路・農道の整備については、町の事業要望や多面的機能支払(恵久美環境全会)と大字農政勘定を有効に使うって計画的に整備していく。また、各種の補助金について様々な機関からの情報収集に努め、使える補助金については積極的に申請をおこなう。